**誓　約　書**

当法人は、博物館登録（指定施設指定）申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

１　法人又はその役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

　　ア　暴力団（[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）](http://www.ron.gr.jp/law/law/boryokud.htm)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人でないこと。

　　イ　暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人でないこと。

　　ウ　法人の役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

　　エ　法人の役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

　　オ　法人の役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と交遊関係などを有している者がいないこと。

２　県が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

３　次のアからエまでのいずれかに該当する法人でないこと。

　　ア　[会社法（平成１７年法律第８６号）](http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan33.html)に基づく特別清算の申立てがなされた法人及び開始命令がされている法人

　　イ　[民事再生法（平成１１年法律第２２５号）](http://www.ron.gr.jp/law/law/minji_sa.htm)に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人

　　ウ　[会社更生法（平成１４年法律第１５４号）](http://www.ron.gr.jp/law/law/kaishak1.htm)に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人

　　エ　[破産法（平成１６年法律第７５号）](http://www.ron.gr.jp/law/law/hasan_16.htm)に基づく破産手続開始申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人

４　役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人でないこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

三重県教育委員会　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名